

低所得の子育て世帯を 支援するため給付金を支給します

令和4年度茨城県低所得の子育て世帯に対する 生活応援特別給付金（ひとり親世帯分）

対象児童
1人につき
5万円

■ 支給対象者

下記①～③のいずれかに当てはまるひとり親世帯の方
※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金を受け
取った方を除く。

- ①令和4年9月分の児童扶養手当が支給される方
(全部支給停止者を除く)
- ②公的年金等*を受給していることにより、令和4年
9月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、
労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が
急変するなど、収入が児童扶養手当を受給してい
る方と同じ水準となっている方

■ 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

児童の範囲：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(児童に政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満)

■ 給付金の支給手続き

- ①に該当する方 → **申請不要**
令和4年9月分の児童扶養手当を支給している口座
に振り込み(対象の方には振込日等の詳細を通知)
- ②・③に該当する方 → **申請が必要です**
【申請期間】11月16日(水)～令和5年2月28日(火)

※詳細については市ホームページを
ご確認ください。

茨城県 子育て世帯生活応援特別給付金 🔍検索



令和4年度茨城県低所得の子育て世帯に対する 生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

対象児童
1人につき
5万円

■ 支給対象者

下記①～③のいずれかに当てはまる子育て世帯の方
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

- ①令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手
当を受給しており、令和4年度住民税均等割が非
課税となっている方
- ②高校生のみを養育し、令和4年度住民税均等割が
非課税となっている方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が
急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同じ水
準となっている方

■ 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

児童の範囲：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(特別児童扶養手当の対象となっている児童は20歳未満)

■ 給付金の支給手続き

- (1)令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養
手当の受給者で住民税均等割が非課税の方
→ **申請不要** (対象の方には振込日等の詳細を通知)
※公務員で勤務先から児童手当を支給されて
いる方は申請必要。
- (2)(1)以外の方(例：高校生のみ養育している方、
収入が急変した方)
→ **申請が必要です**
【申請期間】11月24日(木)～令和5年2月28日(火)

※詳細については市ホームページを
ご確認ください。

茨城県 子育て世帯生活応援特別給付金 🔍検索

